子ども・子育て支援法に基づく情報公表について

- 〇 各都道府県知事は、子ども・子育て支援法第58条に基づき、特定教育・保育施設等の提供する教育・保育の内容及び当該施設等の運営状況に関する情報を公表することとされています。
- 各都道府県における公表状況については、6月8日付事務連絡にて調査を行ったところですが、多くの都道府県において、特定教育・保育施設等の提供する教育・保育の内容及び当該施設等の運営状況に関する情報の公表が未実施となっておりました。(別添)
- ついては、新制度の情報公表等が円滑に進み、保護者の 選択に資するよう、管内の市区町村へ子ども・子育て支援 全国総合システムへの登録を促すなど、都道府県としての 取り組みをお願いします。

# 子ども・子育て支援法に基づく情報公表の状況等に係る調査の結果について

平成28年6月8日付け事務連絡にて依頼した、各都道府県における教育・保育情報の公表等の状況に関する調査について、調査結果は以下のとおりです。

## 1. 教育・保育情報の公表状況について

実施している1 4 都道府県実施していない3 3 都道府県

## 2. ホームページにおける情報公表の方法について

(1) 既に情報公表済みの都道府県

 CSV ファイルのデータに基づく表を作成して掲載
 8 都道府県

 検索システムを導入
 2 都道府県

 その他の方法による公表
 4 都道府県

(2)情報公表が未実施の都道府県における予定

 CSV ファイルのデータに基づく表を作成して掲載
 23都道府県

 検索システムを導入
 2都道府県

 その他の方法による公表
 6都道府県

 未定(検討中)
 2都道府県

#### 3. 情報公表の時期について

(1) 既に情報公表済みの都道府県

平成 27 年度第 1 四半期1 都道府県第 2 四半期2 都道府県第 3 四半期1 都道府県第 4 四半期6 都道府県平成 28 年度第 1 四半期4 都道府県

(2)情報公表が未実施の都道府県における予定

平成 28 年度第 1 四半期 1 都道府県 第 2 四半期 8 都道府県 第 3 四半期 1 2 都道府県 第 4 四半期 6 都道府県 平成 29 年度以降 4 都道府県 未定(検討中) 2 都道府県

# 子ども・子育て支援全国総合システムについて

### <u>1. 目的</u>

○ 保護者の選択に資すること

各自治体が、新制度に参加する施設の認可/認定情報及び確認情報を、全国共通のフォーマットで登録します。各都道府県は子ども・子育て支援法第58条に基づいて情報公表を行う際に、登録された情報を CSV ファイルで取り出し、都道府県のホームページ等で公表することができます。 都道府県が公表することにより、保護者が各施設の情報を閲覧することが可能となり、教育・保育施設の選択に資することになります。

○ 自治体における交付申請等業務

各自治体はシステムに交付申請額等のデータを登録することにより、県は管内の市町村、国は全都道府県の集計をすることが可能となるとともに、自治体及び国は交付申請書等の帳票を出力することが可能です。

○ 国としての統計情報公表

市町村が、月別の支給認定を受けている子どもの人数や保育を必要とする理由等、また、交付金の執行状況等を登録します。国は登録された情報に基づいて集計を行って情報を公表することが可能になります。

### 2. 概要

本システムは、市町村、都道府県及び国が執り行う各種業務のうち、①施設型/地域型保育給付交付金管理業務、②支給認定状況管理業務、③特定教育・保育施設管理業務、④認可・業務管理体制管理業務の4つの業務支援を担い、また、市町村、都道府県及び国の間で必要となる情報の管理・共有を行います。

都道府県や市町村が全国総合システムにデータを登録するにあたっては、 それぞれの自治体におけるシステムからデータを抽出して全国総合システムにファイルを取り込む方法と、画面に直接入力する方法のどちらで行うことも可能です。

なお、ユーザは、国、都道府県、市町村であり、それぞれ政府共通ネットワーク、LGWAN 回線を介して利用します。